

# 令和元年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和元年11月11日（月）午後1時30分より、令和元年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

## 1. 出席議員 6名

1番 秋山 義徳	2番 香取 幸子	3番 梶 正明
4番 村上 嘉男	5番 高田 和登	6番 近藤 浩

## 2. 欠席議員 0名

## 3. 出席説明者

管理者 並木 心	副管理者 杉浦 裕之
教育長 桜沢 修	会計管理者 小林 秀治
代表監査委員 渡辺 晃	事務局長 石田 哲也
給食課長 峯岸 清	庶務係長 市川 晃
管理給食係長 瀧島 淳介	職員係長 小山 健一
庶務係主任 中島 祥紀	

## 4. 本日の日程は、次のとおりである。

### 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
  - 1人目 5番 高田議員
- 日程第4 認定第1号 平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第8号 羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 日程第7 議案第9号 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第10号 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について
- 日程第9 議員派遣について

開会時刻 午後1時30分

○議長（近藤 浩） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者からの発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申しあげましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さらに、10月7日には、当組合の平成30年度決算審査を開催し、渡辺代表監査委員、村上監査委員より厳正なる審査をしていただいたと思います。後ほど本日の議案でこれにつきましてはご報告をいただきたいと思います。

さて、組合事業の状況につきましては、年度当初より順調に進捗をしておりますが、施設及び設備の維持管理に万全を期するため、第1センターにおいては、真空冷却機の交換と、第2センターにおいては昇降式消毒保管機を交換するなど、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加え、食材の安全性の確保、地場産物の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められてきておりますので、今後もさらに良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定など5件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、3番 梶正明議員、4番 村上嘉男議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いた

しました。

次に、日程第3、「一般質問」を行います。

本議会の議場については、登壇すべき演壇がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。初めに5番高田和登議員。

**○5 番（高田和登）** 皆さんこんにちは。通告に従い、1項目、羽村・瑞穂地区学校給食組合の情報化について質問させていただきます。

ご存じのように、羽村・瑞穂地区学校給食組合の例規集は、このように、昭和48年12月に発行された加除式の冊子が貸与されております。加除式の冊子にはですね、メリットもあると思いますが、検索が容易でないなどの課題もあります。

例えば私がテーマについてですね、一般質問しようとしても、目次を順番に見ていかなければなりません。電子化すれば、キーワードで検索でき、すぐに条文を参照することができます。やはり例規集は電子化して、かつ公式サイトに公開していただきたいとそうのように思います。

同様に会議録も過去にどういう一般質問があったかを調べるために、私にとっては調べることは必要な情報です。会議録も例規集と同様に電子化して、かつ公式サイトに公開していただきたいと思います。

なお、羽村・瑞穂地区学校給食組合の公式サイトは大変よくできております。きちんとメンテナンスが行われ、児童・生徒の保護者にとって必要な情報は提供されていると考えます。この公式サイトで議事録や例規集が検索できるようになれば、なおすばらしいと考え一般質問させていただきます。

以下、通告書を朗読させていただきます。

(1) 例規集について。

- ①例規集は何冊作成されておりますか。
- ②例規集の追録加除は外注で実施されておりますか。
- ③例規集の追録加除に要する費用は過去3年間の金額を教えてください。
- ④例規集の追録加除方式の課題をどのように捉えていますか。

(2) 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の会議録について。

- ①会議録は冊子になっておりますか。
- ②会議録の作成は外注で実施しておりますか。
- ③会議録の作成に要する費用の過去3年間の金額を教えてください。
- ④過去の会議録の閲覧は可能でしょうか。

(3) 例規集・会議録の電子化への取り組みについて。

- ①例規集・会議録を電子化すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- ②例規集・会議録を電子化しようとした場合の課題はなんでしょうか。
- ③例規集・会議録以外でも電子化すべきと考えている資料はありますか。

(4) 羽村・瑞穂地区学校給食組合の公式サイト（ウェブサイト）についてお尋ねします。

- ①公式サイトシステムは適宜更新されておりますか。
- ②公式サイトをリニューアルすべきと考えますがいかがでしょうか。

③公式サイトをリニューアルされた場合、例規集、会議録なども公開すべきと考えますがいかがでしょうか。

以上で私の一般質問とさせていただきます。前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（近藤 浩） 並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 5番高田和登議員のご質問にお答えします。

初めにご質問の1項目め、「羽村・瑞穂地区学校給食組合の情報化について」のお尋ねのうち1点目、「例規集について」のお尋ねのうち、「例規集は何冊作成されているのか」、「例規集の追録加除は外注で実施しているのか」及び「例規集の追録加除に要する費用の過去3年間の金額を問う」については関連がありますのであわせてお答えいたします。

例規集については、現在32冊を議員、正副管理者、教育長、教育委員、職員等に配布し、条例等の改正に合わせて、年1回3月に追録加除を業者委託で行っております。

追録加除に係る費用の過去3年間の決算額は、その年度の条例等の改正の数により異なりますが、平成28年度が96万5,200円、平成29年度が55万8,835円、平成30年度が73万6,648円であります。

次に「例規集の追録加除方式の課題をどのように捉えているか」についてですが、現在、例規集は追録加除作業を年1回年度末に行っている関係で、その間の例規の改正が反映されるまでタイムラグがあること、紙媒体のため検索性に優れていないこと、配布している例規集を回収し、追録加除して再配布するなどの作業が煩雑であること、新規制定例規の増加が経費的にも大きな負担となりつつあることなどを課題として捉えております。

次に2点目、「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の会議録について」とのお尋ねのうち、「会議録は冊子になっているか」、「会議録の作成は外注で実施しているのか」及び「会議録の作成に要する費用の過去3年間の金額を問う」については関連がありますのであわせてお答えいたします。

組合議会の会議録は議会ごと冊子にするため、録音したテープを業者委託により活字化し、内容の確認、製本を職員が実施しております。

作成に要する経費のうち、テープ起こしに係る委託料の過去3年間の決算額は、平成28年度が7万2,900円、平成29年度は4万8,600円、平成30年度は4万5000円であります。

次に「過去の会議録の閲覧は可能か」についてですが、製本された会議録については常時閲覧は可能な状態になっております。

次に3点目、「例規集・会議録の電子化への取り組みについて」のお尋ねのうち、「例規集・会議録を電子化すべきと考えるが、いかがか」及び「例規集・会議録を電子化しようとした場合の課題は何か」には関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現在の例規集及び会議録は紙媒体で作成されている関係で、電子化されたデータに比べて機能性、利便性、経済性、また保存の観点からも課題があることから電子化することの必要性は認識をしております。

紙媒体で作成されている例規集・会議録を電子化しようとした場合は、初めに例規集・会議録をデータベース化するとともに、データの検索、閲覧及び出力等のためのシステ

ムを新たに構築する必要があります。

そのためには専門業者へのデータの作成委託、機器類の入れ替え・増設、ネットワークシステムの構築等、システム全体の見直しが課題と捉えております。

次に「例規集・会議録以外でも電子化すべきと考える資料はあるか」とのお尋ねですが、例規集、議会会議録以外には、教育委員会会議録、給食センター運営審議会会議録などが考えられます。

次に4点目、「羽村・瑞穂地区学校給食組合の公式サイト（ウェブサイト）について」のお尋ねのうち、「公式サイトシステムは適宜更新されているのか」、「公式サイトをリニューアルすべきと考えるがいかがか」及び「公式サイトをリニューアルされた場合、例規集、会議録なども公開すべきと考えるがいかがか」は関連がありますのであわせてお答えいたします。

給食組合は羽村市と瑞穂町の小・中学校に安心・安全な給食を提供するために設立された一部事務組合であり、公式サイトも普通公共団体とは公開の目的や内容は異なりますが、平成16年度に簡易な方法で作成、公開され、現在に至っております。

その間、サーバー容量や機能に制限がある中で、ソフトウェアのバージョンアップにあわせ、システムの更新を行いながら、給食センターの概要、献立やレシピの紹介、衛生や栄養など、児童、生徒、保護者及び学校給食に関心のある方に向けて必要な情報発信や提供を行っておりますので、現時点で公式サイトのリニューアルは考えておりません。

しかしながら、ICTの利活用が求められる中で、他の一部事務組合の状況も踏まえながら検討をしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 以上、答弁終わりました。5番高田和登議員。

○5番（高田和登） ご答弁ありがとうございました。紙媒体に比べ電子化することの利便性、経済性、情報性の観点から必要性は認識しているというようなご答弁だったと思います。一応必要性を認識しているということですね、前向きのご答弁というふうに理解したいと思います。

また、専門事業者への業務委託、あるいは機器類の入れ替えなどですね、ネットワークシステムの入替えなどもそうなんですかね。全体を、システム全体の見直しが必要であるというふうな課題も多いというようなことも伺いました。

そこで1点ですね、再質問させていただきます。ご答弁の中でですね、専門業者への業務委託、あるいはそのシステム全体の見直しなど述べられたことをですね、実施したらですね、大体費用は幾らぐらいかかるのか教えていただきたいと思います。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） ただいまの専門事業者へのデータベースの作成委託で、ネットワークシステムの構築など、システム全体を見直しにかかる経費でございますが、初期費用と毎年のランニングコストに分けてお答えしたいと思います。

初期費用としましては、現在の例規集や議会の会議録を電子化してデータベース化するのに例規集が約50万、会議録は約100万円かかると見積りをいただいております。合計で150万円という形になります。

これに毎年かかるランニングコストとしては毎年の例規の改廃や新たな会議録のデータの追加費用ですとか、閲覧や検索などを行うためのウェブサーバーやデータベースサーバーの借上料など約100万円が必要になるという形になります。以上でございます。

○議 長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5 番（高田和登） 年間100万円かかるということはかなりかかるということになっております。

電子化の必要性というのは認識している以上ですね、少しずつでもですね、改善していくというか、そういう方向でですね、進めていただければよいと思いますので、すごく期待していきたいと思います。

また先ほどちょっと答弁の中で、公式サイトについてもですね、ICTの利活用が求められている中で、他の一部の状況、一部事務組合の状況を踏まえながら検討していくとのことでありました。ぜひご検討いただいてですね、これまで以上に充実した公式サイトにさせていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（近藤 浩） これをもちまして一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 再開

○議 長（近藤 浩） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 認定第1号、平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明いたします。

平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億1,055万4,962円、歳出総額3億7,961万9,498円、歳入歳出差引残額は3,093万5,464円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が3億8,628万1,000円で、歳入総額の94.09%を占めております。

次に、前年度繰越金は2,394万5,306円で、5.83%であります。

次に、歳出であります。議会費は63万7,166円で、歳出総額の0.17%を占め、事務所費は1億217万1,070円で、全体の26.91%、教育費が2億7,681万1,262円で、全体の72.92%となっております。

細部につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、認定第1号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の8ページからの事項別明細書でご説明いたしますのでお開

きいただければと思います。

初めに、歳入でございます。

第1款分賦金の収入済額は3億8,628万1,000円で、前年度と比較して43万円の減でございます。

次に第2款繰越金の収入済額は2,394万5,306円となり、前年度と比較して394万7,047円の減でございます。

次に第3款の諸収入の収入済額は32万8,656円で、前年度と比較して19万9,924円の増でございます。増額の主な要因は3年に1度の高圧送電線線下保証金の18万573円が増額の要因でございます。

以上、収入の収入済額の合計は4億1,055万4,962円でございます。

収入済額の前年度比371万6,971円、0.99%の増となっております。

次に歳出についてご説明いたします。決算書の10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第1款議会費の支出済額は63万7,166円で、支出の構成比率は0.17%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託料などでございます。

次に、第2款事務所費の支出済額は1億217万1,070円で、支出の構成比率は26.91%でございます。

まず、第1目、一般管理費ですが、支出済額は1億211万6,070円で、執行率は95.58%でございます。

なお、不用額の主なものでございますが、職員手当等の時間外勤務手当や扶養手当の実績が下回ったことや、共済費の臨時職員社会保険料が見込みより少なかったこと、賃金で臨時職員の雇用日数が減ったことなどによるものでございます。

次に14ページ、15ページをお開きください。

第2項監査委員費でございますが、支出済額は5万5,000円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款教育費でございます。支出済額は2億7,681万1,262円で、執行率は94.79%、支出済額の構成比率は72.92%でございます。

まず、第1項教育総務費でございますが、支出済額は16万617円で、主なものは、教育委員会委員への報酬でございます。

次に、第2項保健体育費ですが、支出済額は2億7,665万645円でございます。

第1目学校給食費の支出済額は2億7,665万645円でございます。

内訳ですが、報酬は、支出済額が1,412万6,915円で、運営審議会委員及び調理補助の調理嘱託員報酬でございます。

賃金でございますが、支出済額は1,880万4,210円で、調理補助員の臨時職員賃金でございます。

次に16ページ、17ページをお開きください。

需用費は、支出済額は6,897万7,625円で、給食用ランチ皿等の給食用消耗品の買い替え、光熱水費のほか、施設及び備品の修繕費等でございます。

なお、不用額の主な理由は、燃料費のうち使用量の多い重油につきまして見積り単価より安価になったこと、使用量も見込みより少なかったことなどが大きな要因でございます。

ます。

次に、委託料でございますが、支出済額が5,480万7,931円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料でございます。

備品購入費は、支出済額が1,497万5,706円で、主なものは老朽化した昇降式消毒保管庫2台、蒸気回転釜2台の買い替えでございます。

次に18ページ、19ページをお開きください。

第2目施設整備費でございますが、当初予算額は100万円で、支出はございませんでした。

次に第4款公債費の当初予算額は1万2,000円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費でございますが、当初予算額が200万円で、補正予算で881万3,000円を増額し、予算現額を1,081万3,000円としましたが、支出はございませんでした。

以上、歳出の支出済額合計は3億7,961万9,498円でございます。

20ページをごらんください。平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に係る調書でございます。

歳入総額が4億1,055万4,962円、歳出総額が3億7,961万9,498円、歳入歳出差引額が3,093万5,464円で実質収支も同額でございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

決算年度中のこれらの増減はございませんでした。

最後になります、24ページをお開きください。物品関係の調書でございます。

決算年度中の増減につきましては、記載のとおり買い替えにより増6、減6でございます。

以上、平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議 長（近藤 浩） これをもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。渡辺代表監査委員。

○監査委員（渡辺 晃） 平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月7日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、村上委員とともに並木管理者、小林会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに監査を実施いたしました。

審査にあたりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続きにより作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議 長（近藤 浩） 以上をもって、監査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。5番高田議員。

○5 番（高田和登） この事務報告書の方の質問でもいいですか。ページ、事務報告書の16ページにですね、職員係というので一覧表が載っているんですけど、ちょっとですね、手元に2年前までこの学校給食の議員をやっていたんで、過去の資料とちょっと比較して見たらですね、何かいやに少なくなっていますね。

それはよく見ると臨時職員というのがなくなっているようなんですけども、何かこれ含まれなくなったということですね。ちょっと3年前の資料なんで古いんですけど、これと比較してですね、なぜその職員数の減るような表示にしたのかちょっと教えてください。お願いします。

○議 長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） ただいまの質問にお答えいたします。

平成29年度の実務報告書から、羽村市の事務報告書の様式に合わせて、臨時職員、嘱託員の表記を削ったものでございます。見やすさの観点から羽村市同様の表記方法がよいのではないかとということで改善をさせていただきました。以上でございます。

○議 長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5 番（高田和登） 羽村市と合わせたということなんですけれど、臨時職員というのは実際に仕事をされていると思うんですけどね、それが漏れて、漏れているというか、この事務報告書の中に入ってないというのは、ちょっとどんな、羽村市の方に聞くべきなのかもしれませんけれど、と思うんですけど、その辺何か理由はあるんでしょうか。

○議 長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） まず人数の関係でございますが、事務報告書には正規職員の形が載っております、年度間で臨時職員の場合については変更がありますので、どこの時点で捉えるかという形になると、数字的なところが、正確性のところが出てきませんので、また、数字的なところで言いますと、事務報告書の方の24ページのところでですね、第7ということで臨時職員・嘱託員の状況という別もので年度末現在の数字を別掲載をしておりますので、こちらを合わせていただくと年度末現在の合計の数字が出てくるという形になります。以上です。

○議 長（近藤 浩） 5番。

○5 番（高田和登） わかりました。ちょっと24ページまで見なかったもので申しわけございません。

○議 長（近藤 浩） ほかに質疑ありませんか。

○5 番（高田和登） もう一つ、ちょっと非常に小さなことなんで、申しわけないんですけど、事務報告書の13ページにですね、事務所費として5番の備品購入、(1)の事務所費の中でですね、第2センターに会議室テーブル5台というのを書いてあってですね、34万8,948円というのがあるんですね。

ちょっと割高の気がするんですけど、この辺、ちょっとどういう手続で、随意契約なのか、入札なのかちょっとわからないんですけど、そのあたりちょっと教えてください。

○議 長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。こちらの会議室用のテーブルということで

ございますが、こちらの5台というのは今議員の皆様、正副管理者の皆様がお座りいただいているテーブルを買い替えたということでございます。

こちらのテーブルにつきましては、足元を隠すパネルが付いていたりですか、キャスターのついているということで多少高価なものとなっております。

こちらは議会で使うことを目的としておりますので、あまり安価なものと議会にそぐわないということで、多少高価なものを購入させていただいております。

こちらにつきましては2社から見積りをいただきまして、競争入札をした結果、この金額になったということでございます。

なお、こちらのテーブルの購入費に加えて、以前使用しておりました議会用のテーブル、こちらの処分費も含めた金額となっております。以上でございます。

○議長（近藤 浩） ほかに質疑ありませんか。  
（質疑なし）

○議長（近藤 浩） それではないので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。

「平成30年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。

これをもちまして認定第1号の議案を認定いたします。

渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。

（渡辺代表監査委員退席）

○議長（近藤 浩） 次に、日程第5、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましてご説明いたします。

本案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する条例の規定を整理する必要性が生じたため、各条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、第1条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、第2条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」については、会計年度任用職員に係る読み替え及び文言を整理するものであります。

第3条「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」については、期末手当及び勤勉手当の支給に関する失職の規定を削除するほか、臨時的任用職員に係る文言を整理し、会計年度任用職員に係る規定を追加するものであります。

第4条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例」については、会計年度任用職員が育児休業を取得できることになるにあたっての条文を追加するものであります。

第5条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」については、臨時的任用職員及び会計年度任用職員に係る文言を整理するものであります。

なお、この条例中、第3条「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の第22条、第22条の2及び第23条に係る規定については、令和元年12月14日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の細部につきましてご説明いたします。

改正条例の内容につきましては、お手元に配付いたしました議案第7号資料に基づきご説明いたします。

議案資料の1ページ、第1条関係「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表をごらんください。

第3条は休職の効果について定めていますが、会計年度任用職員の任期は地方公務員法第22条の2第2項に基づき、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めると規定されていることから、第3項を追加し、第3条第1項及び第2項中に規定されている年数について読み替えを定めようとするものです。

第4条第2項は、休暇期間中の給与についての規定ですが、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例、第25条の2、休職者の給与が規定されていますので、これに規定されているもののほかはいかなる給与も支給されないことを規定するものであります。

次に付則ですが、この条例中、第3条とありますのはこのあと説明させていただきます「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、（第3条関係）における第22条、第22条の2及び第23条を改正する規定の施行日は令和元年12月14日から、その他は令和2年4月1日から施行しようとするものです。

この第3条中の施行日は成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴うもので、この法律の施行日と同様にするものです。

なお、以下付則は全て関係条例に係るものでありますので、同様な記載をさせていただいております。

次に3ページ、第2条の関係の「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の懲戒の手続及び

効果に関する条例」新旧対照表をごらんください。

第3条は減給の効果について定めていますが、第2項において第1項に規定されている給料の月額を、「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条第2項に規定する報酬の額」と読み替える規定を追加するものです。付則につきましては先ほど説明したとおりです。

次に4ページ、第3条関係の「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」新旧対照表をごらんください。

第22条ですが、これまで地方公務員法第16条第1号に該当し失職する場合として、「成年被後見人、または被保佐人」を規定していましたが、先ほど第1条関係の付則で説明させていただきましました法律の改正により、地方公務員法が改正され削除されることとなりますので、この部分を削除し文言を整理するものです。

次に5ページの第22条の2第2号、第23条第1項及び6ページの第2項についても22条と同様に削除するものです。

第27条は地方公務員法の改正に合わせ適用する条項の改正を行うものに、見出し等の文言を整理するものです。

第3項は会計年度任用職員の報酬及び期末手当は羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例で定めることを追加するものです。付則については先ほどご説明したとおりです。

次に8ページ、第4条関係の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をごらんください。

育児休業等については、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき必要な事項を条例で定めることになっており、第2条では法律において育児休業をすることができない非常勤職員を規定することになっています。

わかりやすさの観点から育児休業することができる非常勤職員を第3号アからエに規定し、当てはまらない非常勤職員が育児休業をすることができない非常勤職員として規定しています。

育児休業することができない非常勤職員は、(ア)から(ウ)に該当する、引き続き在職した期間が1年以上、1歳6箇月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでなく、勤務日数が組合規則で定める要件を満たす非常勤職員、イの1歳を超えても育児休業が必要と認められる一定の場合に、子が1歳6箇月に達するまでの間、育児休業をする非常勤職員、ウの1歳6箇月を超えても育児休業が必要と認められる一定の場合に、子が2歳に達するまでの間、育児休業をする非常勤職員、エの任期の末日に育児休業をしている非常勤職員で、引き続き任用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする非常勤職員としております。

9ページの後段をごらんください。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項に基づき、育児休業をいつまで取得することができるかを規定するもので、第1号は原則として子が1歳に達する日まで育児休業をすることができるようにするものです。

第2号及び第3号及び第2条の4において、一定の要件を満たす場合は例外として、1歳2箇月、1歳6箇月又は2歳に達する日まで育児休業を取得できるようにするもの

です。

第2号は配偶者が子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業している場合は、子が1歳2箇月に達するまで育児休業をすることができるものとしております。この場合職員の育児休業期間は最長1年間で、既に育児休業や産前産後休暇を取得していた場合は、その期間は1年間から差し引かれます。

第3号は子が1歳を超えても育児休業が必要と認められるア、イいずれにも該当する場合は子が1歳6箇月に達するまでの間、育児休業をすることができるものとしております。

1歳6箇月まで育児休業ができる特別な事情としては、職員と同様で、第4条に規定する配偶者の負傷・疾病による入院、配偶者と別居、保育所入所ができない場合を想定しており、育児休業中の職員が継続して休業するほか、子が1歳まで育児休業をしていた配偶者に替わって育児休業することが可能となっております。

1 1 ページ下段をごらんください。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合を規定するもので、子が1歳6箇月を超えても育児休業が必要と認められる第1号、2号いずれにも該当する場合は子が2歳に達するまでの間、育児休業をすることができるものとしております。

2歳まで育児休業ができる特別な事情として、先ほどの第2条の3と同様、配偶者の負傷・疾病による入院、配偶者と別居、保育所に入所できない場合を想定しており、育児休業中の職員が継続して休業するほか、子が1歳6箇月まで育児休業をしていた配偶者に替わって育児休業することが可能となっております。

1 2 ページ下段をごらんください。

第3条は育児休業法第2条第1項ただし書きに基づくもので、育児休業の取得は条例で定める特別な事情がある場合を除き、1人の子について1回に限られており、再度の育児休業を認める事情を定めています。

第7号は1歳6箇月まで、または2歳まで休業する場合には改めて育児休業の申し出が必要になることに対応し追加するものです。

第8号は任期満了後に引き続き再度任用される場合で、引き続き育児休業をする必要がある場合に対応し追加するものです。

1 3 ページ中段をごらんください。

第9条の2は、部分休業をすることができない職員を追加するもので、引き続き在職した期間が1年以上で、勤務時間及び勤務日数が組合規則で定める要件を満たす非常勤職員以外は部分休業ができないこととなります。

第10条は部分休業の承認に当たって、第1項では非常勤職員の定められた勤務時間を、第2項では非常勤職員の育児時間又は介護時間の承認についてそれぞれ追加しています。

1 4 ページをごらんください。

第11条は部分休業をしている職員の給与の取り扱いを規定するもので、第2項に会計年度任用職員について、職員と同様に勤務しない1時間につき報酬額を減額するものを追加するものです。付則につきましては先ほど説明したとおりです。

次に15ページ、第5条関係の「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例」新旧対照表をごらんください。

第19条は見出しを変更し、第2項を会計年度任用職員の勤務時間等について規定するものです。付則につきましては先ほど説明したとおりです。

以上で細部説明を終了します。よろしくお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議 長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第6、議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」につきましてご説明いたします。

本案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

条例に規定する内容は、趣旨、報酬、報酬の支給日、費用弁償、期末手当、報酬等の支払、委任について必要な事項を定めるものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

細部につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の細部につきましては議案第8号に基づきご説明いたします。

まず3ページをごらんください。第1条ですが、第1条はこの条例の趣旨について定めているものです。羽村・瑞穂地区学校給食組合における会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2、第1項第1号に規定する1週間あたりの通常の勤務時間は常時勤務する職員の勤務時間に比し短い時間であるもの、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員とし、地方自治法第203条の2の第5項に基づきこの職員に対する報酬、

費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法について定めるものであります。

第2条は報酬について定めるもので、第1項第1号は定められた勤務時間による勤務に対する報酬、第2号は超過勤務手当に相当する報酬、第3号は通勤手当に相当する報酬として支給することを定めるものであります。

第2項は勤務に対する報酬として支給する額は、月額、日額、または時間額で定めるものとし、別表に定める種別に応じた額を超えない範囲内において、職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との均衡を考慮し、組合規則で定めるものであります。

5ページの別表をごらんください。

会計年度任用職員の種別は四つの区分とし、月額40万円は一般職給料表(1)の2級主任の職務に対する給料月額の高号俸、月額36万円は一般職給料表(1)1級主事の職務に対する給料月額の高号俸を基準にし、それぞれ地域手当相当額を加味し上限額と定めるもので、これを基本に日額、時間額についてもそれぞれ上限額を定めるものであります。

なお、資格免許を有する業務に従事する者等の時間額6,000円については羽村市の嘱託員等の報酬単価に準拠し上限を定めるものとしてあります。

3ページにお戻りください。

第2条第3項は、超過勤務手当に相当する報酬について、所定勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は組合規則で定める額を支給するもので、支給割合は職員に準じたものとするものであります。

第4項は通勤手当に相当する報酬として、職員の例により支給するものを定めるものであります。ただし会計年度任用職員は常勤職員と異なり勤務日数がさまざまでありますので、これによりがたい場合は規則で定めて支給しようとするものであります。

第3条は報酬の支給日を月の初日から月末までを計算した額を翌月の17日に支給すると定めるもので、現在の嘱託員等の取り扱いと同様となっています。

第4条は費用弁償について定めるもので、会計年度任用職員が公務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給し、その算定にあたっては、給与条例別表第1における2級、主任の職務に相当するものと定めるものであります。

第5条は期末手当について定めるもので、第1項において期末手当は任期の定めが6月以上で、かつ社会保険の健康保険の適用を受け、6月1日、12月1日に在職する会計年度任用職員に支給します。

組合は、支給対象者を社会保険適用者を対象としますが、健康保険法の適用と規定しておりますのは、厚生年金については70歳以上は適用にならない場合があるため、このように規定したものであります。

なお、支給日は基準日の属する25日とするものであります。

第2項は、期末手当の基礎額を定めるもので、いわゆる社会保険の標準報酬月額を基礎額と定め、支給率は職員の期末手当と同様に100分の130とし、基準日以前の6月以内の在職期間による支給割合を職員と同様に定めるものです。

第6条は報酬等の支払について、職員の例によるものと定めるものです。

第7条は委任について、この条例の施行に関し、必要な事項は組合規則で定めること

を規定しているものであります。

次に付則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議 長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第7、議案第9号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 議案第9号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,593万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,614万5,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では平成30年度決算の確定に伴い繰越金を1,593万5,000円増額いたしました。

次に歳出であります。予備費について1,593万5,000円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第8、議案第10号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第10号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきましてご説明いたします。

お手元に配付しております議案第10号資料をごらんください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定をしております。

このことから、当初予算策定時に想定いたしました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は27人の増で4,272人、瑞穂町の児童・生徒数は22人の減で2,373人、合計では5人の増で6,645人となりました。

したがって、変更後の分賦金を羽村市は2億4,758万円、負担割合が64.29%、瑞穂町は1億3,751万9,000円、負担割合が35.71%に変更させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に日程第9、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時32分 閉会